

日 薬 業 発 第 284 号  
令 和 2 年 9 月 15 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

### 令和2年度医薬品価格調査の実施について

標記について、厚生労働省医政局長より別添のとおり協力依頼がありました。

医薬品価格調査は、市場実勢価格を把握し、薬価基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。

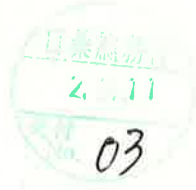
同調査の対象は、販売サイド（医薬品卸売業者）および購入サイド（保険医療機関、保険薬局）に対して実施されるもので、購入サイドである保険薬局については、層化無作為抽出された約500施設を対象に、令和2年9月取引分の医薬品価格を調査票に記入の上、同10月30日までに提出するよう求められています。

現在、各保険薬局においては、新型コロナウイルス感染症の発生への対応を最優先に総力戦で対応していただいているところです。また、医薬品卸業者においては、感染防止のため通常とは異なる配送体制を組んでおり、例年と同様の医薬品流通の状態とは言い難い状況です。今回の医薬品価格調査はそのような中で実施されるもので、そのため調査対象となった保険薬局には大変ご負担を強いることになることから、調査票の回答につきましては、各薬局の状況に応じて判断・対応していただくようお願い致します。

つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましても、ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

(別添)

- ・ 令和2年度医薬品価格調査の実施について  
(令和2年9月10日付け、医政発0910第1号)



医政発 0910 第 1 号  
令和 2 年 9 月 10 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医政局長



令和 2 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

## 令和2年度医薬品価格調査実施要領

### 1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

### 2 調査対象品目

令和2年9月取引分の薬価基準に記載されている全ての医薬品。

### 3 調査事項

#### (1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

#### (2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

### 4 調査の対象及び客対数

#### (1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 約4,400客体

#### (2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 約210客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 約260客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 約500客体

### 5 調査票の配布時期

令和2年9月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定。

### 6 提出期限

(1) 販売サイド調査：令和2年10月23日(金)

(2) 購入サイド調査：令和2年10月30日(金)

## 7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

- ア 厚生労働省の委託業者が調査対象へ調査票を配布する。
- イ 調査対象が調査票に必要事項を記入する。
- ウ 厚生労働省の委託業者が調査対象から調査票を回収する。
- エ 厚生労働省が調査票を集計する。